

第17回 関西 JALAP 法律事務職員セミナー

遺言、遺留分と遺留分侵害額の計算

前回に引き続き関西 JALAP セミナーをオンラインで行います。
テーマは遺言、法定相続分と遺留分、遺留分侵害額の計算です。
相続法改正にともない、自筆遺言の公証人役場での保管制度ができました。高齢化社会の影響もあり、いま各方面で“遺言をつくろう”と言われています。
遺言作成者が亡くなったあと、「なぜ私はこれだけなの?」「不公平だ」など遺言をめぐる相続人間でのトラブルも少なくありません。
そのようなときでも法定相続人が最低限の遺産を受け取ることができるように定められているのが遺留分ですが、遺留分はどれくらいあるのでしょうか。
今回は、事例にもとづいて遺留分と遺留分侵害額の計算も行う予定です。
質疑応答や参加者の交流も予定しています。
ぜひ、みなさんのご参加をお待ちしています。

日時：2021年4月24日（土）午後1時半

（午後4時までには終了予定）

講師：弁護士 中森 俊久 先生（大阪・あべの総合法事務所）

事務職員 福光 佐和子 氏（大阪・女性共同法律事務所）

参加費 1000円（JALAP会員は800円）

（参加申込みは別紙参加申込書に必要事項ご記入のうえ、4月14日までにお申込みください。）

お申込みいただいた方に参加費振込口座をお知らせしますのでご送金ください。振込み確認の

うえ、セミナー参加のメールをお送りします。恐れ入りますが振込手数料はご負担願います）

問合せ先：06-6857-3900 橋本



※JALAP とは・・・

日本弁護士補助職協会の略称です。2013年に日弁連能力認定試験合格者を中心に有志の弁護士と共同で、事務職員がさらに能力を伸ばし、充実した仕事ができるようサポートすることを目標に発足した法律事務員の全国組織です。

今回の企画も、その目的の一環です。

日弁連能力認定試験合格者で、まだJALAP会員登録をしておられない方は、この機会にぜひ会員登録してください。

会員登録は、下記ホームページからダウンロードしてください。

<http://.jalap.jp>